

MARINE SAFETY ADVISORY No. 04-25J

To: Owners/Operators, Masters, Nautical Inspectors, Recognized Organizations

SUBJECT: PROPULSION INCIDENTS ON THE MISSISSIPPI RIVER

Date: 16 July 2025

(MSA No. 16-22は絶版となります)

米国沿岸警備隊(USCG)ニューオーリンズ・セクターは、港湾の安全を確保し、ミシシッピ川の航行可能水域を、衝突、座礁による環境被害から保護するため、33 CFR 165.810を改正しました。

航行可能な水路が制限されている事により、USCGは、ミシシッピ川に係留または停泊している旅客船の安全性を高めるため、サウス・パスおよびサウスウエスト・パスを含むミシシッピ川下流域(ヘッド・オブ・パッセージ<ミシシッピ川の新デルタ地帯の頂点の部分> からリバー・マイル・マーカー233.9まで)を規制航行区域¹に指定されています。

弊局は、ミシシッピ川に寄港するマーシャル籍船舶の船主、運航者、船長に対し、USCG・ニューオーリンズ・セクター海上安全情報誌第XVIII巻第017号「[ミシシッピ川規制航行区域船舶要件](#)」に詳述されている要件を確認するよう勧告します。また、船長は33 CFR §164.25の規定に従い、入港前および出港前に適切な検査を実施する重要性を認識して下さい。

海難及び海難事故の報告に関する弊局要件の概要は、[MI-260](#)「海難調査及び行政手続きに関する規則」に記載されています。弊局の規則では、海難事故の際の即時通報(発生から24時間以内)を義務付けておりますが、船主、運航者、船長は、安全上可能な限り速やかに、dutyofficer@register-iri.comまでご連絡ください。

¹ 33 CFR 165.10は、規制航行区域を「本編に基づき、区域内を航行する船舶に対する規制が設けられた、定義された境界内の水域」と定義している。ミシシッピ川規制航行区域を航行する船舶に対する具体的な要件は、33 CFR Part 165.810 (2025年7月7日改訂)に詳述されている。

本船舶安全通知は、毎年弊局によって審査され、特段の記載が無い限り、また置き換え、取り消しが無い限り、発行・更新から1年後に失効します。

MSA No. 04-25J

1/1

注) 本和訳はご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします。